

奈良県告示第九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、南花内土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和五年六月二十日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	平川 守弘	葛城市南花内二〇	
〃	堀内 忠樹	〃	五一
〃	山本 俊治	〃	三五
〃	湊打 清	〃	一四一―二
〃	吉村 徳雄	〃	三七一―一
監事	堀内 克子	〃	一四〇
〃	村田 昌美	〃	一六七―二

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	堀内 かず子	葛城市南花内一三二	
〃	堀内 久登	〃	五六
〃	津山 棟子	〃	三〇
〃	堀内 芳子	〃	三
〃	堀内 栄子	〃	二一
監事	津山 多美子	〃	五二―二
〃	堀内 典子	〃	五一